

—治療用眼鏡等作成費用の助成手続きについて—

医師の指示に基づき保険適用となる治療用眼鏡等を作成する場合、加入されている健康保険組合等から療養費(治療用眼鏡等作成費用の7割または8割分)の支給を受けた場合の自己負担分(3割または2割分)は、**9歳未満の子どもに限り、子ども医療費の助成対象となります。**※ 近視等による単純な視力補正用の眼鏡は対象となりません。

【手続きの流れ】

1 保険者へ療養費(7割または8割)を申請する。

申請に必要な書類は保険者または勤務先へ問い合わせをしてください。

※ 領収書、作成指示書・装着証明書等の原本を提出する際は、コピーをとっておいてください。

2 保険者から療養費が支給される。

この時、支給決定通知書が保険者から交付されます。

3 役場町民課へ助成申請をする。

《必要書類》

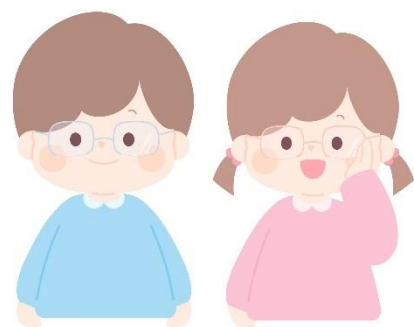
- ・ 領収書の写し
- ・ 保険者が発行する支給決定通知書等(原本)
- ・ 作成指示書・装着証明書等の写し

4 町から助成金が支給される。

指定口座に助成金を支給します(支給対象上限額があるため、全額が助成されない場合があります)。

※ 保険者への療養費申請は2年間で時効となります。お早めにお手続きください。

※ ご不明な点等ございましたら、お問い合わせください。



問い合わせ先: 磐梯町役場町民課 0242-74-1215